

据置期間後解約自由定期預金規定

第1条(預金の支払時期)

- (1) 据置期間後解約自由定期預金（以下、「この預金」という）は、預金の全部または一部について預入日の6ヶ月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前項による預金（一部支払いをしたときは、その支払い後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から証書または通帳記載の最長お預かり期限（以下「最長預入期限」といいます。）までの間に、10,000円以上の金額で請求してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

第2条(利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって、6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払い時に預入から一部支払日の前日までの日数及び約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上1年6か月未満
 - ③ 1年6か月以上2年未満
 - ④ 2年以上2年6か月未満
 - ⑤ 2年6ヶ月以上3年未満
 - ⑥ 3年以上3年6か月未満
 - ⑦ 3年6か月以上4年未満
 - ⑧ 4年以上4年6か月未満
 - ⑨ 4年6か月以上5年未満
 - ⑩ 5年
- (2) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率のよって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合は、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通

預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (4) この預金の利率については、証書または、通帳に記載されている最長預入期間の約定利率のほか、預入日の6ヶ月後の応当日（据置期間完了日）以降に解約する場合には、別途お渡しした預入期間別利率ご確認書よりご確認下さい。
- (5) この預金の付利単位は1年とし、1年を365日として計算します。

第3条(預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄または、当組合所定の払戻請求書に署名（または記名）、届出の印章により押印して、証書または通帳とともに提出してください。

第4条(規定の準用)

この規定の定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。

以 上